

(平成21年7月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金に加入し、いつも夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付したはずであり、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と一緒に国民年金に加入し、いつも申立人の夫の国民年金保険料と一緒に自身の保険料を納付していたとしているところ、申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号は、昭和42年11月30日に連番で払い出されており、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫が60歳になるまでの期間における申立人とその夫の納付状況は一致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、A社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳によると、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は、昭和50年12月30日に特例納付がなされたことが確認でき、申立人の申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、前納した年度もあるなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

二人の娘の持病のため通院が多く、タクシー料金の支払いが多かったため、昭和 60 年度及び 61 年度の 2 年間は夫と二人分を申請免除したが、申立期間である 62 年度については、A 銀行 B 支店に納付書と現金を持参し、毎月納めていた。

夫の記録と同じであると思っていたのに、私だけが免除期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年度及び 61 年度の 2 年度分については申立人の夫と二人分の国民年金保険料を免除されたが、そのほかの期間は夫婦一緒に保険料を納付したと主張しているところ、申立人の夫に係る 62 年度の保険料は納付済みとなっている。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請がなされ、承認されたことが確認できるが、昭和 62 年 4 月及び 5 月の保険料がそれぞれ同年 5 月及び 6 月に納付されていること、C 市では、前年度が申請免除期間である被保険者に対しても納付書が送付されるとしていることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したとする主張には信憑性がある。

さらに、申立人は、免除申請の契機や方法、時期及び申立期間前後の出来事等について具体的かつ詳細に述べており、C 市保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の納付状況は、婚姻直後の 1 か月分及び申立期間を除き申立人の夫と一致しており、納付年月日が

確認できる平成4年4月以降については、夫婦同一年月日に保険料が納付されていることから、申立期間についても、夫婦一緒に二人分を納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの期間及び平成4年4月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年3月まで  
② 平成4年4月から5年3月まで

申立期間の3年間のうち1年間は申請免除で、あとの2年間の国民年金保険料は母が納付していたので、申立期間すべてが免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の母が納付していたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人は、申立期間①及び②を合わせた3年間のうち1年間は国民年金保険料を申請免除し、あとの2年間の保険料は納付していたと主張しているが、どの期間を納付していたかは不明だとしている上、申立人の母は、申立期間の保険料を納付したか分からないとしており、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料を申立人の父母と一緒に納付していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の父母の国民年金保険料は、申立期間①を含む昭和59年1月から平成元年3月まで免除期間となっており、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人の母は、平成になってからも1年間は保険料の免除を受けたとしており、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によると、平成4年4月から5年3月までは免除期間となっており、聴取内容と一致する。

加えて、申立人は、20歳到達時に県外に居住していたとしているが、その居住地で国民年金の加入手続をしたことがないとしており、申立人に対し別

の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から63年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、母が納付していたので免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の母が納付していたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の母は、申立期間の保険料を納付したか分からないとしており、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料を申立人の父母と一緒に納付していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の父母の国民年金保険料は、申立期間を含む昭和59年1月から平成元年3月まで免除期間となっており、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人は、20歳から申立期間まで住所を移動していないことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から42年12月まで  
県外の大学に通っていたころ、父が国民年金の保険料を納めていたはずだ。詳しいことは分からないが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、県外の大学に通っていたころ、A市（現在は、B市）に住んでいる申立人の父が国民年金の保険料を納付していたはずであると主張しているが、納付したとする申立人の父は既に他界しており、申立人自身は直接関与しておらず、具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月に払い出されており、その時点で申立期間は時効により納付できない期間である上、B市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得は47年1月30日となっており、社会保険庁の記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間となり、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、県外に住んでいた時に国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 1 月に体調不良のため会社を退職した。退職後すぐに市役所へ行き、国民健康保険への加入手続をした後、職員の指示に従い国民年金の窓口へ回り、加入手続をしたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 1 月に体調不良のため会社を退職した後、速やかに国民健康保険への切替手続を行う動機は明確で、手続を終えた後、職員の指示により国民年金窓口へ行ったとする供述には不自然さはみられない。しかし、申立人は、国民年金窓口の職員から身体障害者は国民年金保険料が免除である旨の話をされ、その場では加入手続をせず、保険料の納付書も見なかったと思うとも供述しており、申立期間が未納ではないとする主張とは矛盾する。

また、申立人は、在職中から障害厚生年金を受給しており、会社退職後は、国民年金の任意加入対象者となっていたが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の状況等から、昭和 61 年 4 月の国民年金法改正に伴い、申立人が任意加入対象者から強制加入対象者になったことを契機に払い出されたものであることが確認できることから、申立期間は未加入期間で、申立人に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 56 年 7 月まで

申立期間のうち、昭和 50 年 9 月から 55 年 3 月までについては、20 歳になってすぐに A 町で国民年金に加入し、2 か月から 3 か月に一回、役場に出向き、納付書のようなもので現金を納めて領収印を押してもらっていた。申立期間のうち、同年 4 月から 56 年 7 月までについては、B 市役所の C 支所で加入手続をして、保険料を納付していた。未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達以前に婚姻しており、申立人の夫は婚姻時点から現在まで厚生年金保険の被保険者であることから、申立期間に係る申立人の国民年金への加入は任意加入となり、制度上、任意加入者は加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することとなる。申立人は、申立期間のうち、A 町で納めていたとする期間については、A 町役場に納付書と現金を持参し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続については定かでないとしている上、A 町で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実も確認できない。

また、申立人が所持している年金手帳には、昭和 56 年 8 月 8 日に国民年金被保険者資格を取得した旨の記載があり、B 市保管の国民年金被保険者名簿の資格取得日と一致しているところ、任意加入者はさかのぼって被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人に対し納付書が発行されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 9 月に B 市で払い出されており、申立人は、年金手帳を所持しているにもかかわらず新たに別の

年金手帳が送付されてきたことは無いと述べるなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、B市で納めていたとする期間について、同市に転入した際、同市役所C支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で保険料を納付していたと述べているが、B市では、申立期間当時、C支所で国民年金への加入手続及び保険料の納付を行うことはできなかったとしており、申立人の主張と符合しない。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。